

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において11番 阪本さん、18番 中本さんの2人を指名いたします。

日程第2 議案第5号 橋本市上下水道事業審議会条例について

○議長（土井裕美子君）日程第2 議案第5号 橋本市上下水道事業審議会条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決ま

した。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 橋本市上下水道事業審議会条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第3 議案第6号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第6号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第4 議案第7号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第5 議案第8号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第6 議案第9号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 橋本市生涯学習推

進計画策定委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第7 議案第10号 橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第7 議案第11号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条

例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）説明では、病院事業の赤字経営の責任の所在を明確にするために病院事業管理者の給料を100分の10減ずるということで、赤字経営の責任の所在を明確にするためというところに引っかかるんですけども、そのための減額ということであれば、要するに、これは処分ということになるんでしょうか。むしろ、なぜ赤字になったのか。また、その赤字になった理由の中に事業管理者の責任があるのか。また、どういうふうにすれば解決をするのかということとかをはっきりさせないと、赤字になったからだけで減額ばかりしていたら、それこそなり手がなくなるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしの件につきまして、まず責任の所在につきましては、現在、橋本市民病院におきましては、病院改革プランのほうを策定しております。これは、平成28年度に策定されたものでございます。その中におきまして、改革の責任を明確にするということで管理者、それと院長、病院事務局長がその責任を負うというふうな形で明記のほうをさせていただいております。

今回、令和元年度の決算におきまして、約2億6,700万円の赤字となっております。この主な内訳といたしましては、ほとんどが退職金になるんですけども、元年度におきましては退職勧奨のほうで最後の年度ということで、約11名の退職勧奨がございました。この方々に対する退職金が1億8,900万円、約1億

9,000万円ございました。それを差し引きまして、約7,700万円がまださらに赤字というふうな形になっております。これにつきましては昨年度、乳腺呼吸器外科の引き揚げがございました。そういったところの大きな影響がございましたので、収益減というふうになっております。そういったところで今回、管理者、それと部長級以上の役職の職員ということで、病院長、院長代理、副院長、それと事務局長と看護部長が、今回の管理者の給与の10%カット以外に管理職手当のカットも行わせていただいております。

それと、今後の改善、赤字になったらこのまままた同じようにカットしていくかということのご指摘なんですけども、今後につきましては、今年度が改革プラン最後の年度ということで、新型コロナウイルスの影響で今年度もかなり大きな赤字というふうな形で見込まれておりますが、これは予想外の部分ということで、今後どうしていくかということについてはまた病院内部におきまして協議のほうを進めていくということにはなるんですけども、来年度以降につきましてはまた新たに改革プランのほうを策定いたしまして、病院の立て直しのほうに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）今お聞きしましたら、要するに、管理者だけじゃなくて部長級以上の方が全ていろいろ減給にするということなんですけれども、そしたら退職金11名、勧奨をしなければよかったのかということであるとか、乳腺呼吸器外科の医師が撤退したという、これは病院の中での何らかに理由、要するに悪いところがあって退職がされたのかというか、いろいろな理由があるんだろうけれども、その中に病院の管理者とかの責任があったのかというその辺はいかがなんでしょう

か。退職されたことによって減収にはなっているけれども、その退職の原因がどこにあるのかということとか、そういうことも含めてはっきりさせていかないと、何でもかんでも赤字になったらということになりはしないかなと思うんですけども。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず勧奨の部分でございますが、退職理由につきましてはいろいろございます。実際に、退職勧奨で退職された中におきましても、非常勤という形で病院のほうで勤務していただいている方もございます。そういった形で、今回の勧奨に関しまして5月に勧奨を募ったわけなんですけども、当初どの程度出てくるのかというところも不明だった部分があるんですけども、ただ、毎年毎年人事院勧告等で定期昇給もございまして、そういったところで人件費のほう年々増加していつているというふうなところで、病院の病院収益におきます給与費比率のほう年々増加していつているというふうなところもございまして、やはり病院としては本来看護師を確保していきたいという思いの中で、退職勧奨というのは相反するものであるのではないかということで、今回、令和元年度をもちまして、退職勧奨を最後の年ということで職員のほうに伝えさせていただいたところでございます。

あとそれと引き揚げに関してですけども、医師に関しましては、当院のほうに勤務していただいている大半の医師が和歌山県立医科大学からの派遣による勤務というふうになっております。そういったところで、そこに病院の経営責任の所在がどれだけあるのかというところについてはなかなか難しいところではあるんですけども、それも含めた中でどういうふうに経営をしていくのかというところが、やはり病院幹部として責任を問われると

ころなのかなというふうには考えております。

そしたら、どれだけ赤字を出せばそういった責任の所在ということでカットにするのかというところについては不明確な部分ではあるんですけども、今回、退職金も含めて約2億6,700万円という大きな赤字になったというところで、まずそういったところで経営責任ということで、今回カットのほうをさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今、事務局長から説明をいただいたんですけども、病院経営上のミスを起こしたとかそういう問題があったわけではなくて、不可抗力的にその退職金の制度になったことがそこまで病院事業管理者が責任を取るといのはどうもやり過ぎちゃうかなと思うんですけど、どうなんですかね。どう考えてもそこまで責任を持たされたら、職員の仕事ができなくなってしまうというんですか、私はそう感じるんですが、いかがですか。

○議長（土井裕美子君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（嶋田浩介君）先ほどのご質問の乳腺呼吸器外科に関しましては、これは正直言いまして病院に落ち度があるとは思っておりませんので、これは大学側の人事の問題、担当の准教授が退職されたことによる一連の人員不足が発生して、うちへの勤務体制の維持が難しくなったというふうに判断しております。

なので、管理者の罰則としてそういう10%カットという意味ではなくて、今、病院職員には地域手当の3%カットを一律ずっとこのところ行っておりまして、やはりそれに対する、いつまでそれを行うのかという不満の声も上がっていると。それに来て、一昨年と

違って昨年度は大きな赤字を出したということで、まだしばらく一般職員の3%カットも持続する必要がある、ここは罰則というよりはその痛みを幹部のほうが強く感じていますというような、そういう心構えを示すといいますか、私としてはそういう要素が大きいと感じているんですけど、今回の10%カットについては。罰則があり自分で自分を制しているという意味ではなくて、一般職員をある意味鼓舞するような。これからやっぱり収入のアップがなかなか図れない以上、質の削減を一般職員にお願いしなきゃいけない立場であるので、幹部が最も厳しい状況でそれを受け入れるといいますか、ちょっと言葉が足りないのかもわかりませんが。そういう意味合いが多いと私は考えております。お答えになっているかどうかちょっと分かりません。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今、答弁をいただいたんですけど、現在既にカットされていることも考えてみますと、やっぱり病院のトップがこういう形になったら、本当にいつまでそのカットが続くかなんかという声を上げられなくなる。いろいろ苦勞して努力してはると思うんです、職員自身ね。だから、その辺でものすごく影響が大きいと思うんですけども、私はそれを一番心配するんですけど、いかがでしょう。

○議長（土井裕美子君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（嶋田浩介君）これは赤字が続けば、どんどん10が15、25、30というふうに減らしていきますと、はっきりいって本当になり手が無いと思いますので、これをどんどん減らすという意味では決してありませんし、一般職員のほうにこのカットの流れをどんどん広げていくという意味でも決してございませんので。ご心配をされているのはそういうふうな体制で、一般職員のほうが自分

たちのほうにもそういう給与カットの波が押し寄せてくるんじゃないかというふうに心配されてということでしょうか。それは起こらないようにはしたいと思っておりますし、その給与カットの波が一般職員に影響を及ぼすわけではないというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）同じような質問なんですかぶらないようにさせていただくんですけど、まず事務局長にお伺いするんですけども、金額ですね、管理職、院長、管理者、事務局長等々の責任の金額という意味合いになるのか分からないんですけど、まずカットすることでどれだけ金額を計上しているのかということが一点。

二つ目に、28年からの計画というのも分かるんですけど、なぜこの議会なんかということ、これが二つ目。

三つ目に、私個人の見解になるんですけども一議員としましては、やはり病院の不祥事とかがあって責任というのは理解できるんですけども、社会情勢とかなかなか手がないとか、医師の確保、苦勞しするのは分かるんで、市長も言われとったようにコロナでいっぺんに赤字になったわけじゃなくて、全体的な数字の流れというのかな、それで赤字というのは病院だけじゃなくて我々議員も当局側も、病院というのはやっぱり分かっとったはずやと思うんです。今後の設備投資とかもあると思うんですけど、三つ目に聞きたいのは、局長ではなくて当局側なんですけど、病院のこのけじめの取り方に対して当局はどういうふうに考えているのか、これ三つ目。

この三点をまずお伺いします。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず、金額についてのおたただしですが、管理者につきま

しては給料10%カットということで、これまで5%のカットでございました。金額にいたしまして、10%で約124万円のカットとなります。そのほかの管理職手当の分につきましては、現在、院長のほうが不在で7月赴任予定というふうになっておりますので、院長代理、副院長2名、看護部長、事務局長、計5名の管理職手当の10%カットで約78万2,000円の金額になります。

それと、今回の本議会での上程というふうになったタイミングなんですけども、本来であれば4月1日からというふうにさせていただきたくったところなんですけども、新型コロナウイルスの影響等で病院のほうが対応に追われていたということで、少し上程のほうが遅れたということで、本議会での上程というふうな形になっております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）堀内議員の質問にお答えをします。

今回の件、実は私も給料カットを知らなかったんで驚いたんですけども、確かに総務省の病院改革プランというのが最終年に当たるということで、来年に向けてまた新しい計画を立てていくということにもなってきます。その中で、病院が独自の判断をしていただけたのかなというふうには非常に申し訳なく思っていますし、まだ市のほうも職員の給料カットを続けておりますので、市の職員の皆さんにも私は大変申し訳ない思いを5年間してきましたので、早く戻してあげたいなというふうには思っています。

これからについてですけども、私もこれ以上はやることはないかなというふうに思っておりますし、やっぱり病院経営の中で人材の確保というのが一番大事なことかなというふ

うにも思っておりますし、7番議員の一般質問でもお答えしましたように、起債を借りて、このままいけばキャッシュフローが回らなくなる確率が非常に高くなっていますので、また、あと3年後には水道からお借りしているお金も完全に水道から出さないということになったときのことも含めて考えて、借金を借金で賄うようになるかもしれませんけども、そういうやり方をしなくてはならないのかなというふうにも思っています。

ただ、今後につきましても本当に給料カットというのはできるだけ控えていきたいと思っておりますし、病院職員のこれからまだコロナの第2波も来るかもわかりませんので、その中で私としても手当もしっかりとつけられるようにしていきたいと思っております。その中で一番いい方法を管理者、事務局長とも相談をしながら、一定の結論を出していきたいというふうにしていこうと思っておりますので、決してこれ以上のカットは私もやるべきではないし、やはり人材に来ていただく。

7番議員にも言いましたけど、地域医療構想を動かしてやはり病院の機能分化をして、そこに医者が来てもらえるような、そういうのを今度8月の市長会でも知事に申し上げるんですけども、そういうふうに早く地域医療をより充実させるために地域医療構想を進めてくださいというお話をしようと思っておりますので、そうしない限り自治体病院の未来がないというふうに思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）市長、ありがとうございます。僕も市長と同じ思いはあるので、病院側に申し上げたいのはやっぱりこういうことは、今、市長がぼろっとぎりぎりまで知らなかったと。やっぱりこういうのは行政と二人三脚というふうなよくそういうふうな話を

するんであれば、文教厚生委員長であったり議長なり、関係する部署、当然市長部局でいうたら中枢は総合政策部長になるのか分からないですけど、福祉部長なんかそれは分からないですけど、こういうことをするときには、僕は肯定できないですけど、やはりこういうのはもうちょっと話をして、上げること自体にブレーキをかけれとは言わないです、そちらの意思は別に尊重はできないですけど否定はできない部分もあって、やはり話合いというのがあってしかりなんかなど。ほんで、議場にぼんと上げられても、僕は賛成できかねるイメージを持っているんでこれ以上飛ぶことはないですけど、今後のこういうふうな責任、ペナルティーというのは、何かやらしたときではないんで、これは責任とは感じないと僕は思いますが、こういうのはきちっと市長部局なりにちゃんと対話をもって話をしていかにデリケートな部分であるし、やっぱり給料カットをしていくと職員が来ない、募集が来ない。面接して全員受からず、そんなんじゃないんで半分ぐらい落ちるって、言葉は悪いんですけどそれぐらいの市民病院になってほしいと願います。答弁は結構です。

○議長（土井裕美子君）それでは、病院事務局長、訂正をお願いいたします。

○病院事務局長（池之内正行君）先ほどの答弁の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。病院長につきましては不在ではなく、現在、管理者が兼務という形で業務のほう担っていただいておりますので、訂正させていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

18番 中本さん。

○18番（中本正人君）今のお話を聞いていまして、私の言いたいこともほとんど同僚議員から質問してもらったんですけども、私の申し上げたいのは、この7月から来年3月まで

の9か月間で、部長以上の人の給料をカットして、果たして幾らになるのか、先ほども聞きましたけども。それよりも市民病院に来てもらうためにはどうしたらいいのかということをも、これを考えなきゃいけないということでしょう。ですから、今、全国の病院でも、特に自治体病院は以前から経営が苦しい。これは分かり切ったこと。そこへ、今年はコロナ問題等々で余計厳しくなったということも分かりますけども、そうかといって先ほどから同僚議員が言ったように、この議案11号を見たとき、管理者の給料をカットしたぐらいで、管理者一人の問題でもないとは思っていましたが、ただ、事務局長の答弁の中で、部長級以上はということになったけども、それでもそれだけでどうなる問題でもないと思いますよね。来年の3月までしたところで、後はまた一緒だと思う。

それよりも、市民病院へ来てもらうためにはどうするのかということをもまず考えなくてはいけないと私は思います。そのためにはどうしようという、事務局長、考えはありますか。一つの案として、来てもらうためにどうしたらいいのかということをも、何か案があれば言ってもらえますか。なければいいですけど。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）まず改善策といたしましては、この7月に新たに院長が赴任されます。その後、管理者、院長、私のほうで、大学医局、教授のほうをご訪問させていただきまして、さらに医師を確保しながら、医療体制の充実というふうなことを今後取り組んでいきたいというふうにご考えております。そういったことで、市民の方々により安心のできる医療を提供できるような形で精いっぱい頑張らせていただきたいと思います。具体的な内容については乏しい部分がございますが、

今後また新たな改革プランを策定する中で、その辺のところをしっかりと院内で議論をさせていただいて、病院職員一同、今後の病院の経営改善のほうに取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）確かに事務局長が言われたとおり、それも確かに大事だと思います。私の一つの個人的な考えですけども、まず病院職員の皆さんの家族、兄弟、ご親戚等というのが、今以上に市民病院に来てもらえるように努力する必要もあるんじゃないのかなと思うし、もちろん行政の役所の職員の皆さんも、今以上に市民病院に来てもらうということに対して、もっと真剣にならなければいけないということだと僕は思うんです。ですから、来年、先ほど言いましたように、経営改革で給与をカットしたところで、また以降は一緒だと思うんです。

特に先ほども言いましたように、自治体病院は本当に経営は苦しい。これも僕も重々分かっています。その中で、病院職員の皆さんが必死に頑張ってくれているということも分かります。けども、やはり経営あつての病院でしょう。そのためにはどうしたらいいのかということは今私が言ったように、病院職員の皆さん、また市職員の皆さん、もちろん我々議員でも一緒ですけども、やはり家族が、兄弟が、親戚が一人でも多く行ってもらうことによって、赤字経営が少しでも減少していくんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺、市長、どうですやろ。ちょっとお答え願います。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員の質問にお答えします。

実は、公営企業法上、私は管理者の任命権と罷免権しかありませんので、経営にどれだけ携わるかということは非常に難しい問題なんですけども、今は現にかなりの部分で関わっていて、病院の経営が少しでもよくなるように、今までのコストカット等もお話もしてきています。やはりこれから病院の経営を安定させていくというのも、これは大変大事な問題でもありまして、これが市の財政に及ぼす影響というのも結構大きな問題もありますので、私たちも総合政策部長が中心になって病院の対策も一緒に考えて今いっていますし、やはり今何よりも大事なことは、医師を和医大のほうから、あるいは他の大学のほうから連れて来て、市民病院で働いてもらうということも非常に大事なことです。今本当に厳しいのは、医師の偏在というのが、診療科の偏在というところで、例えばがん拠点病院でありながら乳腺呼吸器外科がないというのが現状で、今、管理者、事務局長に大変苦勞をかけています。私自身としても、今、和医大のいつも医者を送っている方との接触もして、来年何とか乳腺呼吸器外科の医師を送ってくれへんかなという話もさせてもらっています。

私どもとしても、全市的に病院経営については今後とも協力をしていきたいと思っておりますし、医師あるいは看護師の確保についても、そして病院の働きやすい環境づくりについても努力をしてまいりますので、今のところの赤字についてはご容赦をいただいて、これから数年かけてより経営状況が改善するように私どもとしても努力してまいりますので、議員の皆さんにもご協力いただくことをお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 辻本さん。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）反対の立場から討論いたします。

給料をカットしていただけるということでありますので、反対するというのはちょっとは気は引けるんですけども、納得できない点がたくさんありますので反対をしたいと。

理由については二、三点あるんですけども、先ほどからの議員各位の質問を聞いていただいたら、反対理由というのはだいたい理解してもらえないのではないかと思っております。赤字経営の責任、それだけではないということなんですけども、赤字につきましては令和元年度ということなんで、このときも現管理者は病院長としてカットをしていただいていたということなんですけども、経営状況が悪化するということ、そういうことと、何かあれば賃金カットをするということについては、私は基本的には好ましいことではないと思っておりますし、昨年度の赤字に対してのカットを5%やっていただいとったんであれば、新しい管理者になれば責任を感じた中で引き続いてそのとおりにしていただければいいのかなと。改めて条例改正をする必要はないのではないかと思っております。

また、本年度、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスということで大変な状況

であります。経営状況も悪い。最終的にどれぐらいの赤字になるか分かりませんが、頑張っていただいておりますけども大変経営状況が悪いということですが、そんな中で第2波、第3波のことも考えますと、今でさえ医療従事者の方については大きな負担を強いられとる。また、そんな中でより頑張っていただいておりますけども、特に管理者につきましてはそういう状況の中でさらに頑張っていただかなくてはならん状況の中で、さらなる賃金カットというのは私はやるべきではないのかなと、このように思います。現段階でのカットというのは、改めて5%を10%にする必要はない。現状のままでやっていただければ、それで十分ではないのかなと。

地域手当のカットとかをやっているんで、職員に対しての管理者の思いというのは十分理解はできますけども、それとこのカットの話とは私は別ではないかなと思っておりますので、今後、この1年間頑張っていただいて、そんな中で病院のあり方を十分議論いただいた中で、賃金についても再度考える時期が来るのではないかと思っておりますので、現段階ではこの条例については反対としたいと思っております。現状でいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（土井裕美子君）次に、賛成の立場で討論する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）では、私はこの議案11号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

議案の説明書によりますと、ご存じのよう

に、病院事業の赤字経営の責任の所在を明確にすると明記されておりますが、平成31年3月に改定された新橋本市民病院改革プランの一般会計の負担のあり方の項目のところのように書かれています。独立採算制を原則として病院経営を行っていますが、歳出基準に関する総務省通知の考え方にに基づき、項目ごとに地方財政計画単価または地方交付税単価を用いて算定することを基本とし、市と協議しながら繰入れを行っていますがと書かれています。病院事業経営は一般会計の繰入れを行うため、市と協議しながら予算を決めているわけですから、赤字経営の責任の所在をいうなら市当局にもありませんか。一方的に病院事業管理者の責任ということで、来年3月末まで給料額の1割カットをするのは説明がつかないと思います。

全国自治体病院協議会の倫理綱領で、病院の使命についてこのように書いています。自治体病院は都市部から僻地に至る様々な地域において、行政機関、医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命とすると書かれています。橋本市民病院は、まさにこの使命で医療に従事していただいていると思います。

橋本市民病院は、医師、看護師等全ての職員が一丸となって、場合によっては命がけで今の新型コロナウイルスと闘っており、それを支えていくのが市当局であり、市議会であり、全ての市民ではないでしょうか。私は心からこのことを訴えて、反対討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

15番 堀内さん。

〔15番（堀内和久君）登壇〕

○15番（堀内和久君）同じような内容で申し

訳ないんですけども、11号に対して反対の立場で討論させていただきます。

強いて言うなれば、人間性というか、管理者と病院事務局長の人としてのけじめというか、そういう部分があるのかなという、すごい人として素晴らしいお考えやということは一定評価いたします。ただ、やはりここまで大きな話になるというふうには思っていなかったのかなというふうにも感じます。一定のけじめとして、給料カットで今後頑張るために活を入れていくというふうな条例改正の提案やというふうに僕は受け取ったんですけど、こういうのはなしにして今後頑張ってもらいたいという意味を込めて反対の討論をさせていただきますが、まず厳しいことを言わせてもらおうと、矛盾するんですけども、病院としての責任の取り方というのはこうではないというふうにも感じます。あえては言わないですけど。

二つ目に、市全体でやっぱり財政健全化5カ年で市長を筆頭に給料カットとか、苦渋の決断でやってきたということはやっぱりみんな考えていくべきやということで、赤字の責任の点で考えるというのはおかしい。これ、二つ目です。

三つ目にちょっとそれるとお叱りを受けるかもわからないんですけども、こういう責任の取られ方をしてしまうと、市全体で考えると、例えばわけ分からんエアコンがついたり、DMOの売上げの行く末、こういうのも責任を問うていかなあかんことに僕としてはなってくると思うので、今後は新しい管理者と新しい事務局長に人の和をもって医師を確保して、職員が明るく楽しい職場づくりというのをまず一定つくり上げていただいて、この新しい人事に対して僕は期待して、経営改善してほしいという願いを強く望んで、11号に反対させていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（土井裕美子君）起立なしであります。

よって、議案第11号は否決されました。

それでは、この際、10時30分まで休憩させていただきます。

（午前10時16分 休憩）